### 鳥取県建設工事執行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正されたことにかんがみ、県が行う建設工事に係る履行遅滞の場合における損害金等の率を引き上げる。

## 2 規則の概要

- (1) 県が行う建設工事で建設業法に規定するものについて請負者がその履行を遅滞した場合の損害金の額等の算定における年率を年3.7パーセント(現行 年3.4パーセント)とする。
- (2) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。

### 鳥取県出納局等事務決裁規則の一部改正について

1 規則の改正理由

意思決定の迅速化及び明確化並びに審査事務の効率化を図るため、代決権者及び事務処理権限の区分を見直す。

### 2 規則の概要

- (1) 代決権者の見直し
  - ア 副出納長の代決権者について、第1順位者を出納局長(現行 主務室長)とする。
  - イ 次の表の左欄に掲げる正当決裁権者について、それぞれ同表の右欄に定める代決権者(第2順位者)を設ける。

正当決裁権者	代決権者(第2順位者)
出納長	出納局長
副出納長	主務室長
出納局長	室長補佐

- ウ 会計管理室長の代決権者について、第2順位者(現行 副主幹)を廃止する。
- (2) 事務処理権限の区分の見直し
  - ア 会計管理室及び出納室の共通事項に係るもの

改正後		改正前				
鳥取県会計規則第108条第1項に規定する預金勘			鳥	鳥取県会計規則第108条第1項に規定する預金勘		
定間の資金の振替え			定間の資金の振替え			
	全て	出納局長専決		全て	副出納長専決	

# イ 会計管理室に係るもの

改正後			改正前			
指定金融機関等の検査の実施及び結果に基づく必		指	定金融機関等の会計検査の実施			
要	な措置を求める決定					
	全て	出納局長専決		全て	出納長決裁	
国	国の収入及び支出の決議		国	の収入及び支出の決議		
	一件5,000万円以上のもの	出納長決裁		全て	出納長決裁	
	一件2,000万円以上5,000万円末	<b>k満のもの</b>				
		出納局長専決				
	一件2,000万円未満のもの	室長専決				
国の債権の管理の決議		国	の債権の管理の決議			
	全て	出納局長専決		全て	出納長決裁	

国(	国の支出負担行為の確認		国の支出負担行為の確認			
	一件5,000万円以上のもの	出納長決裁		全て	出納長決裁	
	一件2,000万円以上5,000万円	未満のもの				
		出納局長専決				
	一件2,000万円未満のもの	室長専決				
物品	物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を			品の出納		
除	<. )					
	一件の見積価格2,000万円以上のもの			一件の見積価格2,0	00万円以上のもの	
		出納局長専決			副出納長決裁	
	一件の見積価格2,000万円未満	あのもの		一件の見積価格2,0	00万円未満のもの	
		室長専決			室長専決	
有	価証券(公有財産又は基金に	属するものに限	有	価証券(公有財産)	ては基金に属するものに限	
る。	。)の出納及び保管		る。	)の出納		
	全て	出納局長専決		全て	室長専決	
現	・ 金(現金に代えて納付される証	E券及び基金に属	歳	計現金及び歳入歳出	外現金の預託	
<b>ਰ</b> .	る現金を含む。)の出納及び係	<b>R</b> 管				
	全て	出納局長専決		全て	出納長決裁	
現						
	全て	出納局長専決				

# ウ 出納室に係るもの

改正後			改正前					
建設工事請負費の支出			建語	建設工事請負費の支出				
	一件 1 億円以上のもの	出納長決裁		一件1億円	3以上のもの		出納長決裁	
	一件5,000万円以上1億円未	<b>に満のもの</b>		一件5,000	万円以上1億	意円未満σ	)もの	
		出納局長専決					副出納長専決	
	一件5,000万円未満のもの	室長専決		一件5,000	万円未満のも	<b>5</b> の	室長専決	
報酬、給料、職員手当等、共済費及び恩給・退職			報酬、給料、職員手当等、共済費及び恩給・退職					
年:	金の支出		年	金の支出				
	全て	室長専決		一件30万円	以上のもの		室長専決	
				一件30万円	未満のもの			
						主幹及	なび副主幹専決	
同-	同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ及び歳			同一会計内の振替え、他の会計への繰入れ及び歳				
入ī	歳出外現金への繰入れのため	の支出	入歳出外現金への繰入れのための支出					
	全て 主	E幹及び副主幹専決		一件30万円	以上のもの		室長専決	
				一件30万円	未満のもの			
						主幹及	なび副主幹専決	
上記	記以外の支出		上詞	記以外の支出	出			
	一件5,000万円以上のもの	出納長決裁		一件5,000	万円以上のも	5 <b>0</b>	出納長決裁	
	一件2,000万円以上5,000万	円未満のもの		一件2,000	万円以上5,0	00万円未	満のもの	
		出納局長専決					副出納長専決	
	一件2,000万円未満のもの	室長専決		一件30万円	以上2,000万	5円未満σ	)もの(食糧費	
				の支出を除	<b>₹&lt;.</b> )		室長専決	
				一件30万円	円未満のもの	の(食糧	費の支出を除	
				⟨。 )		主幹及	なび副主幹専決	

一件10万円以上2,000万円未満の食糧費の支出 室長専決

·件10万円未満の食糧費の支出

主幹及び副主幹専決

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

### 鳥取県立福祉人材研修センター管理規則を廃止する規則

- 1 規則の廃止理由
  - (1) 鳥取県立福祉人材研修センター(以下「センター」という。)では、平成18年4月1日から指定管理者 制度が導入され、鳥取県立福祉人材研修センター管理規則(以下「規則」という。)で規定しているセンタ 一の開館時間、休館日等については、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとされた。
  - (2) (1)に伴い、センターの管理に関し規則で特に定める事項がないことから、規則を廃止する。
- 2 規則の概要
  - (1) 規則は、廃止する。
  - (2) 施行期日は、公布日とする。

### 鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立母来寮管理規則の廃止について

1 規則の廃止理由

平成20年3月末で廃止される県立岩井長者寮及び県立母来寮の管理に関する事項を定めた規則を廃止する。

- 2 規則の概要
  - (1) 次の規則は、廃止する。
    - ア 鳥取県立岩井長者寮管理規則
    - イ 鳥取県立母来寮管理規則
  - (2) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

# 鳥取県あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会規則等の廃止について

1 規則の廃止理由

次の理由により、関係する規則について廃止を行う。

- (1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、あん摩マ ッサージ指圧師試験等の実施及びあん摩マッサージ指圧師等の登録の実施等に関する事務について厚生労働 大臣の指定する者(財団法人東洋療法研修試験財団)が行うこととなった。
- (2) 柔道整復師法の一部が改正されたことに伴い、柔道整復師試験の実施及び柔道整復師の登録の実施等に 関する事務について厚生労働大臣の指定する者(柔道整復研修試験財団)が行うこととなった。
- 2 規則の概要
  - (1) 次の規則は、廃止する。
    - ア 鳥取県あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等地方審議会規則
    - イ 鳥取県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師試験委員規則
  - (2) 施行期日は、公布日とする。